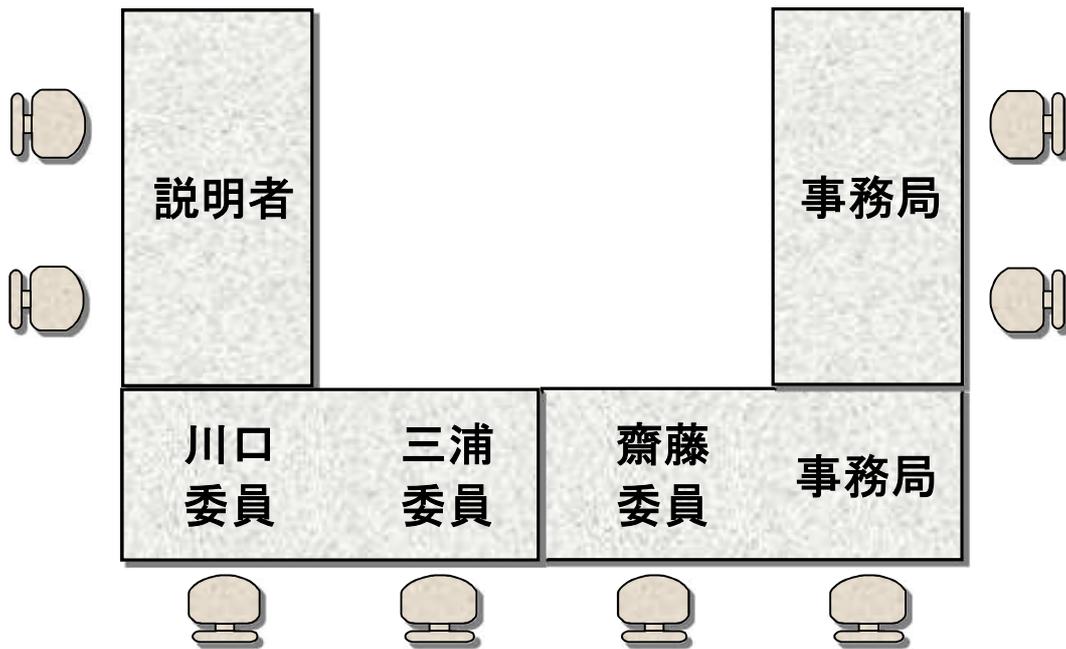


契約・調達管理会議 座席表

14D会議室

※鵜川委員長、
滝口委員
森谷委員は
オンライン参加

モニター



出入口

EOAについて

資料2

■決議事項

- 第4号議案 EOA締結に係る利益相反取引の承認について
- 第5号議案 EOAの締結について

EOA (Event Organisation Agreement) 及びEOAに係る覚書の概要

■概要

- EOAは、東京2025世界陸上に関する、WA (World Athletics) と世界陸上財団、日本陸連との間における権利義務関係や大会要件等基本的な事項を定める契約
- 東京2025世界陸上においては、WAと世界陸上財団及び日本陸連が適切に協議できる仕組みとなるよう、大会に関する重要事項の変更やサービスレベルの適正化に向けた共同評価などを定めたEOAに係る覚書を締結することについてWAと調整し、合意

■契約主体

WA、世界陸上財団、日本陸連

〔EOAの主な内容〕

誠実協議	・ WA、世界陸上財団、日本陸連は大会の企画及び開催にあたり誠実に協力し合う
知的財産権	・ 世界陸上財団及び日本陸連へのプロモーションに関する知的財産権（ロゴ、イベントルック等）の使用許諾
マーケティング権	・ カテゴリーリリース契約の締結 ・ スポンサーの獲得等
契約の解除	・ 世界陸上財団、日本陸連による重要な義務違反や不可抗力などに基づく契約の解除
保険	・ 大会の企画及び運用を補償するため、大会中止保険や第三者損害賠償保険等の加入
運営要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスタジアム、ウォームアップ会場等の提供 ・ 選手等大会関係者への輸送・宿泊、セキュリティ等の提供 ・ 審判・競技用備品等の手配など競技関係にかかる事項 ・ 医療サービスの提供やアンチドーピングの実施 ・ チケット運営業務やプロモーション計画の策定 ・ メディアセンター、記者会見、ミックスゾーン等の運営

〔EOAに係る覚書の主な内容〕

誠実協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ EOAにおける協議事項には、会場の変更その他重要な事項の変更に関する誠実協議を含む ・ イベントの成功及び持続的な開催に向け、サービスレベルについて、当事者間において最適化、合理化の観点から、共同で評価及び協議
知的財産権	・ 日本陸連及び世界陸上財団、又は世界陸上財団が指定する第三者が、契約期間後、レガシー目的において、知的財産権を使用可能にする

カテゴリーリリース契約の締結について

資料3

カテゴリーリリース契約

東京2025世界陸上のスポンサー販売権を、世陸財団がWAから取得する契約

項目	内容
1 契約相手	・ WA (World Athletics (世界陸連))
2 期間	・ 契約締結日から2026年3月21日まで (東京2025世界陸上終了後6か月後まで)
3 リリースカテゴリー	・ 契約時：最大15カテゴリー、契約後は、随時、WAから承認を得てカテゴリーを交換 ※ カテゴリー：スポンサーが商品・サービスを世界陸上に関連付けて広告宣伝できる製品又はサービス

スポンサー区分

世界陸上のスポンサーシップは、WAスポンサーと東京2025世界陸上スポンサーに区分されている

Worldwide

WAスポンサー

WAパートナー	TDK、ASICS、SEIKO
WAサポーター	Deloitte
WAサプライヤー	Pinsent Masons
WAメディアパートナー	TBS

Regional

東京2025世界陸上スポンサー

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

東京2025世界陸上公式サポーター

(令和5年12月26日 世界陸上財団理事会資料)

資料4

スポンサーシップ販売方針の策定について

目次

- 1 方針概要
- 2 スポンサーシッププログラム
- 3 スポンサーシップ契約概要

1 方針概要

目的

スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、
東京2025世界陸上の収入確保や、持続可能な大会の開催に貢献するとともに、
企業や人々を東京2025世界陸上に結び付け、
陸上競技やスポーツの楽しさ・素晴らしさ、開催都市東京の魅力を広めていく

協賛金額

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

1社あたり3億円以上※

東京2025世界陸上公式サポーター

1社あたり1億円以上※

※公式プリンシパルサポーター/サポーターの2区分について、それぞれ協賛基準額（税抜金額）を設定

2 スポンサーシッププログラム

スポンサーシップ制度

世界陸上のスポンサーシップは、WA（ワールドアスレティックス）スポンサーと東京2025世界陸上スポンサーに区分されている

Worldwide

WAスポンサー

WAパートナー

TDK、ASICS、SEIKO

WAサポーター

Deloitte

WAサプライヤー

Pinsent Masons

WAメディアパートナー

TBS

Regional

東京2025世界陸上スポンサー

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

東京2025世界陸上公式サポーター

販売ポリシー

設立時理事会：スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討



スポンサーシップ販売方針

- 財団による直接販売
- 公募・入札の実施により透明性の高いオープンで新しい手法を採用
- 1 カテゴリー（業種） 1 社
※カテゴリー：スポンサー企業が自社を東京2025世界陸上に関連付けて広告宣伝することができる製品又はサービス
- 公募のうえ、協賛金額による入札を実施（入札額が大きい企業を選定）

販売プロセス

① カテゴリーリリース契約

WAとの間で、カテゴリーリリース契約を締結し、スポンサーシップ販売権利及び販売カテゴリーを取得

② 公募（スポンサーシップの販売）

右記の情報を東京2025世界陸上財団のホームページに掲載

- 販売カテゴリー（製品又はサービス）
- 協賛基準額
- スポンサーの権利

③ 協賛金額の入札方式によりスポンサー候補企業を選定（1 カテゴリー1社）

④ 東京2025世界陸上財団と候補企業にて契約書の内容を確認

⑤ WAによる承認ののち、財団理事会による承認を経て決定

⑥ 契約者及び入札参加者数を公表

販売方式

【原則】

- スポンサー権利の行使期間を十分に確保できるよう、協賛基準額の高い**東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター**から販売を開始（1月中に公募開始予定）
- カテゴリーごとに**公募**のうえ、**協賛金額による入札**を実施（入札額が大きい企業を選定）
- スポンサー契約にあたっては、外部有識者も含む財団内の**契約・調達委員会**において、入札前・入札後の状況を確認し、**契約手続きの妥当性・公正性を担保**したうえで、**全件を理事会で決定**

【例外】

- **特別契約（個別契約）に移行**する場合
 - 1) WAからの条件が付された場合（例：WAスポンサー等への権利販売）
 - 2) 入札の結果、応札者がいない場合
- **早期に大会までの調達規模を提示**できるカテゴリーについては、**協賛金額と調達金額を同時に入札**（この場合、スポンサーとなった企業の調達金額を公表）

情報の取扱い

【公表】 契約者、カテゴリー、権利概要、協賛基準額、入札参加者数

- 公正で信頼される、新しい国際スポーツ大会を実現していくため、新たな仕組みとして公募・入札方式を採用するとともに、スポンサーの協賛基準額や、入札における参加者数等を公表し、公平性・透明性を確保していく。

【非公表】 契約金額及び各社入札額並びに契約者以外の参加者

- 契約金額及び各社入札額：協賛金額は、各企業が様々な要素を踏まえた経営戦略に基づき入札する金額であり、公表することによって企業経営に影響を及ぼす恐れがあるため。
- 契約者以外の参加者：入札の結果が明らかになることで、各社の企業イメージ及び経営に影響を及ぼす恐れがあるため。

※ 非公表情報に係る妥当性・公正性の担保

外部有識者も含む財団内の**契約・調達委員会**において、入札前・入札後の状況を確認し、**契約手続きの妥当性・公正性を担保**したうえで、**全件を理事会で決定**

3 スポンサーシップ契約概要

スポンサーシップ契約概要

契約期間	契約締結日～2025年12月21日
領域	日本国内
カテゴリー	契約書において規定 ※原則として1カテゴリー1社
付与権利	詳細後述
対象大会	東京2025世界陸上競技選手権大会（2025年9月13日～9月21日）
協賛金額	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター : 3億円以上 ※ 東京2025世界陸上公式サポーター : 1億円以上 ※

※公式プリンシパルサポーター/サポーターの2区分について、それぞれ協賛基準額（税抜金額）を設定

スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(1) 東京2025世界陸上に関する呼称使用权

東京2025世界陸上に関する呼称を、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター
- 東京2025世界陸上公式サポーター

※権利を行使する場合は、原則契約カテゴリーの表示が必要

(2) 大会ロゴ（イベントマーク）使用权

東京2025世界陸上の大会ロゴを、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 大会ロゴ（イベント呼称との併記による）
- 複合ロゴ

※大会ロゴガイドラインの規定に従って使用
※商品化に関しては、別途ライセンス契約の締結が必要

例 WAパートナーの複合ロゴ▶



スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(3) ビデオスクリーンへの広告出稿権

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

各セッションの前後に表示される最大30秒の広告枠に、スポンサーの広告を出稿することができる。

(4) 大会公式ホームページへのロゴ・リンク掲載権

東京2025世界陸上大会公式ホームページにスポンサーのロゴとリンクを掲載することができる。

(5) 公式印刷物への広告・ロゴ掲出権

公式プログラム等の公式印刷物へスポンサーの広告やロゴを掲出することができる。

① 公式プログラム

カラー広告

他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出

※環境に配慮し電子化の方向

② その他公式印刷物（ポスター等）

他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(6) 競技会場等における企業ロゴ掲出権

競技会場等における広告ボードにスポンサーのロゴを掲出することができる。

① メインスタジアム

- トラック外周LEDボード
- ゴール直線上での共同掲示

② ウォームアップエリア

- 静止ボード (6m×1m)

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

③ マラソン・競歩コース沿道

- 静止ボード (6m×1m)

④ スタンディングコンポジットタワー

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



©Getty Images for World Athletics



©Getty Images for World Athletics



スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(7) 東京2025世界陸上競技チケット

東京2025世界陸上の競技チケットを無償で取得することができる。

○VVIPチケット

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

○VIPチケット

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり
※VVIP/VIPアクセデーションがチケットの機能を兼ねる場合は、
アクセデーションのみの提供



※イメージ

(8) チケット購入オプション

空席状況により、公式販売開始前に、チケットを購入することができる。

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり

スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(9) アク্রেディテーション受領権

アクレディテーションを受領することができる。

VVIP/VIPアクレディテーション

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

業務用アクレディテーション

(10) 駐車許可証受領権

駐車許可証を受領することができる。

VIP駐車許可証

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

業務用駐車許可証

スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(11) 大会公式交通システムへのアクセス権

アクレディテーション保有者が、大会会場からホテルまでの往復において、無料の送迎システムを使用することができる。

(12) VIPホスピタリティスペースの取得オプション(提供される場合)※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

WAパートナー申込後に空きがあった場合、他のローカルスポンサーと共用で、VIPホスピタリティスペースを使用することができる。

(13) 公式社交行事への参加権

大会期間中に開催される公式社交行事がある場合、空き状況に応じて参加することができる。

(14) 公式社交行事の開催権 ※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

スポンサーの費用負担で社交行事を開催することができる。

(15) 記者会見の開催・出席権

東京2025世界陸上に関連する独自の記者会見を開催する権利、及び、公式記者会見に出席する権利がある。

スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(16) メディアセンターでの企業情報の配布権

メディアセンターにおいて、契約したカテゴリーの製品・サービスに関する資料や企業情報等を頒布することができる。

(17) プレミアム (※) の配布権

プレミアムを配布することができる。

※プレミアムガイドラインの規定に従って配布

※プレミアムの配布には事前の承認が必要

※プレミアムとは？

販売を目的とせず、広告やプロモーション等のために無償で配布されるアイテム

(18) 商品のデモンストレーション、展示、サンプリングの権利

競技会場において、契約したカテゴリーの製品・サービスに関するデモンストレーション、展示、サンプリングを行うことができる。

※関連するガイドラインの規定に従って実施

(19) ギフトの配布権

アスリート、チーム、ゲスト、報道関係者等に対して、スポンサーブランドの名称／ロゴが入ったギフトを1点配布することができる。

例 ブダペスト2023世界陸上のギフト▶



スポンサーシップ販売方針の策定について 3 スポンサーシップ契約概要

(20) 供給優先権

- 東京2025世界陸上財団がスポンサーシップ・カテゴリーに該当する製品／サービスを必要とする場合、スポンサーから製品／サービスの提供を受ける（供給にかかる優先権）。
- ただし、スポンサーが納期、仕様、価格において東京2025世界陸上財団の求める水準を満たすことができない場合、東京2025世界陸上財団は第三者から当該製品/サービスを使用することができる。この場合、当該第三者のブランドは、削除またはカバーされるとともに、当該第三者は、当該商品に関してイベントマークを使用することができないものとする。

令和6年1月24日

契約・調達管理会議でのスポンサー契約の確認の視点について

要綱第2条（1）カ（2）エに基づき付議するスポンサー契約について、契約・調達管理会議においては、以下の視点に基づき確認を行うこととする。

- 公募の区分・カテゴリー等の内容について明確に記載がされているか。
- 特定の業者を理由なく排除する又は恣意的に有利にする内容が含まれていないか。
- 特に、供給優先権に基づく調達が予定されている場合において、要件・条件が特定の業者を有利に働かせるものになっていないか。

【参考】

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、財団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続（予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等）及び契約締結（調達価格及び契約相手方の決定、入札手続きの適格性の判定等）が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 契約手続前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、入札実施前に精査、確認を行う。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約（予定価格50万円以上）
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件（スポンサー契約関係）
- キ 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件

(2) 契約締結前

(1)で審議した案件について、次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約締結前に精査、確認を行う。

- ア 低入札となった案件
- イ 1者のみの応札となった案件
- ウ 高落札となった案件
- エ 収入案件（スポンサー契約関係）
- オ 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター スポンサーシップ契約 (旅行代理店及びトラベルパッケージサービス)
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札（一般競争入札）
内 容	
<p>○スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。</p> <p>○契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用（カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額（予定価格）以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結）</p> <p>【カテゴリーの対象となる製品／サービス】 別紙のとおり</p> <p>【スポンサー権利概要】 東京2025世界陸上に関する呼称・ロゴ等の使用权、競技会場や各種制作物における企業ロゴの掲出権、チケットの受領・購入権、アクレディテーション・駐車許可証の受領権、その他大会に関連するアクティベーションを実施する権利、当財団の調達における供給優先権等</p> <p>【供給優先権によって発生する調達（予定）】 別紙のとおり</p> <p>【契約期間】 契約締結日から令和7年12月21日まで</p> <p>【協賛基準額（予定価格）】 300,000,000円（税抜）</p>	

契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA : Marketing

旅行代理店及びトラベルパッケージサービスカテゴリー 補足資料

【カテゴリーの対象となる製品／サービス】

ア 旅行代理店サービス

(ア) 一般向け旅行サービス

- a. 陸路、線路、水路、及び空路による、旅客輸送サービスのためのチケットの予約及び販売
- b. 宿泊施設の予約、宿泊予約システムの開発及び運用
- c. 電子ビザの代理申請
- d. 旅券（パスポート）の代理申請
- e. パックツアー（大会に関連しない）を含む、旅行の計画の一般的な助言、予約、及び販売

(イ) 大会関係者向け旅行サービス

- a. 大会関係者向けの宿泊施設の確保、宿泊料の徴収・精算等
- b. 大会関係者向けの輸送手段の確保、競技会場への輸送等
- c. 大会関係者向けの空港における案内誘導等
- d. 大会関係者向けのビザ取得の支援

イ トラベルパッケージサービス

大会に関連して提供された、消費者（個人向け）及び企業向けのトラベルパッケージ、トラベルプログラム、及びトラベルサービスの、マーケティング、販売、及び引渡し

本契約カテゴリーの目的上、「トラベルパッケージ」は、大会のチケット（座席及び枚数はWA及びWA商業パートナーが決定する）と、一つあるいは複数の以下の製品／サービスとの組み合わせを意味する：

宿泊施設、宿泊施設に通常含まれる飲食サービス（ただし、大会会場またはその付近を含まない）、会合及び歓迎サービス、空港への送迎、航空及び陸上輸送

【供給優先権によって発生する調達（予定）】

- 大会関係者の宿泊施設の確保や、予約受付、宿泊料の徴収・精算など、必要となる宿泊関連業務
- 大会の輸送実施計画を作成するとともに、大会関係者への輸送サービスの提供など、必要となる輸送関連業務
- 大会の出入国実施計画を作成するとともに、ウェルカムデスクの設置・運営や案内誘導等を行うなど、必要となる出入国関連業務
- 大会関係者のビザについて、ビザ取得マニュアルの作成やビザ取得の支援など、必要となるビザ関連業務

収入案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターシップ契約（旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続の適正性		
財団での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。 	
公募カテゴリが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、カテゴリリリース契約に則ったカテゴリであることを確認した。 ●カテゴリの対象となる製品／サービスが明確に記載されていることを確認した。 	
販売プロセスが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされていることを確認した。 	
優先供給権の内容が適切に示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。 ●調達の入札が同時でない場合、調達の入札を同時に実施しない適切な理由を確認した。 	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。 ●特定の企業に有利／不利な公募内容となっていないことを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター スポンサーシップ契約 (旅客鉄道輸送サービス)
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札 (一般競争入札)
内 容	
<p>○スポンサーシップ(企業協賛)を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。</p> <p>○契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用 (カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額(予定価格)以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結)</p> <p>【カテゴリーの対象となる製品/サービス】 旅客鉄道輸送サービス</p> <p>【スポンサー権利概要】 東京2025世界陸上に関する呼称・ロゴ等の使用权、競技会場や各種制作物における企業ロゴの掲出権、チケットの受領・購入権、アクレディテーション・駐車許可証の受領権、その他大会に関連するアクティベーションを実施する権利、当財団の調達における供給優先権等</p> <p>【供給優先権によって発生する調達(予定)】 大会関係者の移動手段として乗車券等を調達する場合、可能性あり</p> <p>【契約期間】 契約締結日から令和7年12月21日まで</p> <p>【協賛基準額(予定価格)】 300,000,000円(税抜)</p>	

契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA: Marketing

収入案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターシップ契約（旅客鉄道輸送サービス）
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続の適正性		
財団での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。 	
公募カテゴリが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、カテゴリリリース契約に則ったカテゴリであることを確認した。 ●カテゴリの対象となる製品／サービスが明確に記載されていることを確認した。 	
販売プロセスが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされていることを確認した。 	
優先供給権の内容が適切に示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。 ●調達の入札が同時でない場合、調達の入札を同時に実施しない適切な理由を確認した。 	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。 ●特定の企業に有利／不利な公募内容となっていないことを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター スポンサーシップ契約 (パン類)
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札（一般競争入札）
内 容	
<p>○スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。</p> <p>○契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用（カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額（予定価格）以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結）</p> <p>【カテゴリーの対象となる製品／サービス】 食パン、菓子パン、蒸しパン、調理パン、堅焼きパン、デニッシュ ※ カテゴリー内のすべての製品／サービスを事業内容としていなくても入札可能</p> <p>【スポンサー権利概要】 東京2025世界陸上に関する呼称・ロゴ等の使用权、競技会場や各種制作物における企業ロゴの掲出権、チケットの受領・購入権、アクレディテーション・駐車許可証の受領権、その他大会に関連するアクティベーションを実施する権利、当財団の調達における供給優先権等</p> <p>【供給優先権によって発生する調達（予定）】 コンセッション（売店）、ケータリング、スタッフ等への飲食提供等においてカテゴリー商品を扱うことになった場合は調達が発生する可能性がある。</p> <p>【契約期間】 契約締結日から令和7年12月21日まで</p> <p>【協賛基準額（予定価格）】 300,000,000円（税抜）</p>	

契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA: Marketing

収入案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターシップ契約（パン類）
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続の適正性		
財団での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。 	
公募カテゴリが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、カテゴリリリース契約に則ったカテゴリであることを確認した。 ●カテゴリの対象となる製品／サービスが明確に記載されていることを確認した。 	
販売プロセスが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされていることを確認した。 	
優先供給権の内容が適切に示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。 ●調達の入札が同時でない場合、調達の入札を同時に実施しない適切な理由を確認した。 	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。 ●特定の企業に有利／不利な公募内容となっていないことを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター スポンサーシップ契約 (めん類(カップ麺、袋麺、チルド麺、冷凍麺))
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札(一般競争入札)
内 容	
<p>○スポンサーシップ(企業協賛)を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。</p> <p>○契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用 (カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額(予定価格)以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結)</p> <p>【カテゴリーの対象となる製品/サービス】 カップ麺、袋麺、チルド麺、冷凍麺(個別に包装され、加工、冷蔵、冷凍された麺(小麦粉、そば粉、米粉を主な原料とする)及びパスタ(ロングパスタ、ショートパスタ)) ※ カテゴリー内のすべての製品/サービスを事業内容としていなくても入札可能</p> <p>【スポンサー権利概要】 東京2025世界陸上に関する呼称・ロゴ等の使用权、競技会場や各種制作物における企業ロゴの掲出権、チケットの受領・購入権、アクレディテーション・駐車許可証の受領権、その他大会に関連するアクティベーションを実施する権利、当財団の調達における供給優先権等</p> <p>【供給優先権によって発生する調達(予定)】 コンセッション(売店)、ケータリング、スタッフ等への飲食提供等においてカテゴリー商品を扱うことになった場合は調達が発生する可能性がある。</p> <p>【契約期間】 契約締結日から令和7年12月21日まで</p> <p>【協賛基準額(予定価格)】 300,000,000円(税抜)</p>	

契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA: Marketing

収入案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターシップ契約（めん類（カップ麺、袋麺、チルド麺、冷凍麺））
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続の適正性		
財団での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。 	
公募カテゴリが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、カテゴリリリース契約に則ったカテゴリであることを確認した。 ●カテゴリの対象となる製品／サービスが明確に記載されていることを確認した。 	
販売プロセスが適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされていることを確認した。 	
優先供給権の内容が適切に示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。 ●調達の入札が同時でない場合、調達の入札を同時に実施しない適切な理由を確認した。 	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。 ●特定の企業に有利／不利な公募内容となっていないことを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	複写サービスに関する契約 (単価契約) (長期継続契約)
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札 (希望制指名競争入札)
内 容	
<p>【目的】 令和6年度に増員される財団職員の利用に供するため。</p> <p>【数量】 1台 (デジタルカラー機)</p> <p>【内容】 855,000枚 (モノクロ30,000枚+カラー15,000枚) × 19ヶ月</p> <p>【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで</p>	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	総務企画室総務企画部総務課 FA: General Direction

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	複写サービスに関する契約（単価契約）（長期継続契約）
契約方式	競争入札（希望制指名競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における複写サービスに係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会開催に向けた 逐次通訳業務委託（単価契約）
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札（希望制指名競争入札）
内 容	
<p>【目的】 東京2025世界陸上競技選手権大会開催に係る、国際スポーツ団体等との会議や視察対応等に当たり、適切に意思疎通を図るために逐次通訳業務を委託する。 なお、会議等の長さによって1日単位や半日単位で委託できるように、複数単価契約とする。</p> <p>【内容・数量】 （1）1日（4時間を超えて8時間まで）10回 （2）半日（3時間まで）76回 （3）オーバータイム料金（30分あたり）10回</p> <p>【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで ※委託期間の開始は令和6年4月1日を想定</p>	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	総務企画室総務企画部企画課 (FA: Planning and Coordination)

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会開催に向けた逐次通訳業務委託（単価契約）
契約方式	競争入札（希望制指名競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における逐次通訳に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 	
予算執行が適正なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における物流に係る調整支援等業務委託
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札（希望制指名競争入札）
内 容	
<p>○ 本大会における物流に関する諸条件を整理し、物流に係る基本計画を作成するとともに、競技会場等に搬出入される貨物の整理や通関と貨物輸送に係るマニュアルの作成、関係省庁との連絡調整など、大会運営に当たり必要となる調整支援業務を行う。</p> <p>○ 主な委託内容は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物流に係る基本計画の作成に向けた調査及び調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) 競技会場等に搬出入される貨物の品目や物量、搬出入の時期等の推計 (2) 物流に係る基本的な流れの検討 (3) 倉庫の手配の必要性等の検討 (4) 車両及び貨物の管理体制の検討 (5) 通関と貨物輸送に係るマニュアルの作成 (6) 関係省庁との打ち合わせ・協議への出席 2 物流に係る基本計画の作成 3 マニュアル等英訳作業 <p>○ 契約期間 契約確定の日の翌日から令和6年9月30日まで</p>	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	入札結果が「低入札」
入札・契約手続き等確認結果	
<p>開札日時：令和6年1月19日13時</p> <p>財団において、落札候補者へのヒアリング（見積額の妥当性、仕様書の理解、執行体制等）や公表情報（落札候補者のHP等）を通じて、信用実績などを確認しており、落札候補者が履行能力のある事業者であることを確認している。</p>	
所管部署	業務室会場調整部会場調整課 FA：Logistics

入札経過調書

落札者情報	
落札項目	落札内容
所管部署	業務室会場調整部会場調整課
契約番号	05-036
開札日時	令和6年1月19日 13時00分
開札場所	一般財団法人東京2025世界陸上財団
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における物流に係る調整支援等業務委託
落札者氏名	DHL グローバルフォワーディングジャパン株式会社
落札者住所	東京都墨田区堤通1-19-9
落札金額	1,531,750円
備考	

入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額(税抜)	備考
1	DHL グローバルフォワーディングジャパン株式会社	1,392,500円	
2	日本通運株式会社	18,043,988円	
3	ヤマト運輸株式会社	19,500,000円	
4			
5			
6			

記事

- ・入札金額は、消費税及び地方税の額を含まない金額である。
- ・落札金額は、入札金額に記載している金額に100分の10に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。

契約・調達案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における物流に係る調整支援等業務委託
契約方式	競争入札（希望制指名競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
落札価格及び契約締結の適正性		
指名業者数が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 財団の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していることを確認した。 	
業者選定理由が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。 ● 履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。 ● 業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。 	
落札価格が予定価格を超過していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。 	
その他		
低入札であるが、入札手続き等が適正であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達方式が妥当な方法であることを確認した。 ● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 ● 落札者へのヒアリングや公表資料から、落札者が履行能力に問題がない業者であること、仕様内容が落札者に正確に伝わっていることを確認した。 	